

国家戦略特区ワーキンググループ ヒアリング（議事録）

（開催要領）

- 1 日時 令和6年10月23日（水）16時35分～17時43分
- 2 場所 永田町合同庁舎1階 第3共用会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士

<関係省庁>

五十嵐 麻衣子	農林水産省 外食・食文化課	課長
鈴木 学	農林水産省 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室	室長
速見 基弘	農林水産省 外食・食文化課 食品ロス・リサイクル対策室	課長補佐
松崎 裕司	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課	課長
村井 辰太郎	環境省 環境再生・資源循環局 総務課 リサイクル推進室	室長補佐
高橋 亮介	環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物適正処理推進課	課長補

<自治体等>

飯干 智希	福岡市 環境局循環型社会推進部計画課	課長
-------	--------------------	----

<事務局>

河村 直樹	内閣府 地方創生推進事務局	次長
安楽岡 武	内閣府 地方創生推進事務局	審議官
水野 正人	内閣府 地方創生推進事務局	参事官
佐藤 弘毅	内閣府 地方創生推進事務局	参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 食品リサイクル推進に向けた規制緩和

3 閉会

○水野参事官 お時間になりましたので、本日の国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを開始いたしたいと思います。

本日の議題は「食品リサイクル推進に向けた規制緩和」ということで福岡市様、農林水産省様、環境省様にオンラインにて御出席いただいております。

本日の資料は、福岡市様から一つ、農林水産省様、環境省様から連名で一つ御提出をいただいております。議事を含め、資料と合わせて公開予定にしております。

本日の進め方ですが、まず、資料の説明を福岡市様から5分程度、農林水産省様、環境省様から一括で、5分程度で行っていただきます。その後、委員の方々による質疑に移りたいと思います。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それでは「食品リサイクル推進に向けた規制緩和」に関する国家戦略特区ワーキンググループヒアリングを始めたいと思います。

本日はお忙しい中、関係者の皆様、御参加いただきましてありがとうございます。

それでは、早速福岡市様から御説明をお願いいたします。

○飯干課長 福岡市役所環境局計画課長の飯干と申します。本日はこのような機会をいただきありがとうございます。

それでは、食品リサイクル制度に関する規制緩和提案につきまして御説明させていただきます。

資料の1ページ、現状と課題ですが、食品小売業や外食産業から発生する食品廃棄物のリサイクル率は30～50%程度となっており、食品製造業等と比較して低い水準にあります。食品廃棄物のリサイクルを後押しする仕組みとして、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律の第19条に規定されている、いわゆる食品リサイクルループの認定制度がございますが、現状、再生利用が肥飼料に限定した制度となっております。

食品小売業や外食産業における課題として、廃止されている食品廃棄物はプラスチック等の混入が多いことなどから飼料化や肥料化を行うことが困難な場合が多く、リサイクルループに取り組める食品関連事業者が限られるといったことが挙げられております。

また、福岡市には今年から新たにメタン化施設が稼働しており、現行制度においてもメタン化によって生じる液肥等の活用により、ループの形成が可能となっておりますが、施設が都市部にあることから周辺に農地があまりなく、液肥等の活用先に限りがあるため、ループの形成が困難な状況となっております。そのため、食品廃棄物のリサイクルが進まず、焼却処理がされているという実情がございます。

2ページ、規制緩和に関する具体的な提案内容になります。現行制度でリサイクルループの認定は肥飼料の利用に限定されているところに対して、規制緩和案としてメタン化施

設で製造した電力を食品関連事業者、もしくは生産者が利用する場合もリサイクルループの対象とすることを提案するものでございます。ただし、食品リサイクル法における再生利用手法の優先順位に配慮し、既に肥飼料化に取り組んでいる食品関連事業者のメタン化への切り替えについては、規制緩和の対象外とすることも併せて提案するものでございます。

規制緩和による新たなリサイクルループのイメージ図を示しております。食品関連事業者が排出した食品廃棄物をメタン化施設で受け入れ、メタン化施設で食品廃棄物を発酵することによって発生したメタンガスで発電を行います。発生した電力の活用については二つのパターンを想定しております。

一つ目は、上の生産者を介して例えば食品工場での電力に活用し、できた食品を食品関連事業者が仕入れて販売するパターンになります。

二つ目は、直接食品関連事業者が事業で使用する電力として活用するパターンになります。

食品関連事業者にとっては、電力によるループという新しい選択肢ができ、リサイクルループの特例を受けることで、廃棄物処理法第7条に規定されている収集運搬業の許可が不要になり、例えば市内に多くの店舗を有しているコンビニ業界などは、自社の物流網を活用した食品廃棄物の効率的な収集運搬が可能になるといったメリットがあります。

食品関連事業者が食品リサイクルに取組やすくなることで、特に食品小売業や外食産業における食品廃棄物のリサイクル率の向上につながるものと考えております。また、今般閣議決定されました第5次循環型社会形成推進基本計画におきましても、1人1日当たりのごみ焼却量が新たな取組指標として掲げられており、今回の規制緩和提案が福岡市におけるごみ焼却量の削減につながる事が想定されることから、各省庁の施策の方向性とも一致しているものと考えております。

最後に今回の事業による効果について、下の欄に記載をしております。

説明は以上になります。よろしくお願いいたします。

○中川座長 ありがとうございました。

続きまして、農林水産省様と環境省様から一括で御説明をお願いいたします。

○五十嵐課長 それでは、農林水産省、環境省からの説明を行わせていただきます。

福岡市の提案は再生利用事業計画認定制度、通称食品リサイクルループに係るものであります。これは食品リサイクル法に位置付けられており、食品リサイクル法は食品関連事業者による食品廃棄物の発生抑制、それと食品循環資源の再生利用を促進することにより食品資源の有効利用の確保を図ることを目的としております。

資料1ページ、ループ制度の御説明です。食品関連事業者、再生利用事業者（リサイクル業者）と農林漁業者などが共同して、食品関連事業者から発生する食品循環資源からリサイクル業者が特定肥飼料等を生産し、その特定肥飼料等を利用して農林漁業者等が生産した特定農畜水産物等を食品関連事業者が利用する計画を作成して、大臣の認定を受ける

ことができる仕組みを措置しております。

この認定の効果としては、一般廃棄物の荷積み・荷卸しに係る収集運搬業の許可が不要となる廃棄物処理法の特例を活用することができることとなります。要は食品廃棄物を最終的に農畜水産物という食品に戻すという、食品に係る資源の最も有効な利用が図られるということで、特別に廃棄物処理法上の二つの許可を不要とする特例を認めているということでございます。

2 ページをご覧ください。食品リサイクル法では環境負荷の低減に配慮し、食品循環資源の再生利用の優先順位が定まっています。まず、そもそも食品廃棄物等を出さないということで発生抑制というのがあります。その次に再生利用があります。その中の順位が定まっておって、まず、食品循環資源の豊富な栄養価などを最も有効活用できる飼料化が最優先となります。次に飼料化が困難な場合は肥料化、それも困難な場合はきこの菌床への活用、それも困難な場合には、その他としてメタン化などを行うことが食品リサイクル法の考え方の根幹である基本方針において定められております。

御案内のとおり、我が国は食料のみならず肥料・飼料などの農業生産資材の多くを輸入に依存しております。食品循環資源の効果的な活用という観点のみならず、この優先順位の考え方は輸入に依存する農業資材の国内資源への代替転換の推進にも資するため、我が国の食料安全保障の強化の観点からも非常に重要なものとなっております。

資料の右側を御覧いただきたいのですが、これが食品産業における食品リサイクルの現状です。実際に飼料化で65%、肥料化で12%と、食品リサイクルで行われているもののうち実に約8割が飼料・肥料となっております。焼却、埋め立てられているものは一番下にありますが、再生利用、熱回収、減量が行われている食品循環資源の量を100%としたときに、その焼却・埋め立てられている量は15%相当分にあります。

3 ページをご覧ください。食品リサイクル法に係る重要な事項を審議いただく場として、学識経験者、リサイクラー、農業者、食品関連事業者等を委員とする農林水産省の審議会と環境省の審議会がございます。実は昨年12月にメタン発酵を経て得られるエネルギー利用によるリサイクルループの認定を可能としてもらいたいといった要望がございまして、この審議会の合同会議で御審議をいただいたところです。その際の結論として、リサイクルループの認定を受けているか否かにかかわらず、一般的にこれを認めた場合に、既に肥飼料化が定着している食品循環資源までもがメタン化に切り替えられ、基本方針に掲げる再生利用手法の優先順位と整合性が取れなくなる恐れがあること、また、液肥の適正利用の観点からも引き続き認定を可能としないことが適当との結論が得られたところです。

○松崎課長　続きまして4 ページ目、記載のグラフはリサイクルループの認定を取得している再生利用事業計画を基に整理したものです。現在認定を受けている計画は合計53件でございます。そのうち左のグラフのように肥料化が33件、飼料化が20件となっております。右のグラフは認定を受けた再生利用事業に参画している食品関連事業者の業種の内訳です。先ほどの53件のうち8割を超える合計43件の計画で食品小売業、外食産業から排出される

食品循環資源を受け入れている状況です。これらの小売、外食からは期限切れの食品、弁当調理くずなど、プラスチック等の購入物が含まれる食品循環資源が排出されておりまして、前処理で除去するなどの対応が行われております。

５ページ目、今回の御提案は、この小売や外食から排出され、プラスチックなどの混入物を含む食品廃棄物をメタン化して発電した電力を生産者が活用する場合もリサイクルループ認定対象とする御提案と理解しております。先ほどのスライドで御紹介しましたように、これまでの認定事業で小売、外食から排出される混入物を含むものの飼料化・肥料化が多数行われているという状況等を踏まえまして、食品リサイクル法の基本方針の優先順位の考え方に鑑みて、肥料化・飼料化が可能なものについては、引き続き飼料化・肥料化によるものを認定対象としたいと考えております。

一方で、この肥料化・飼料化が困難な食品循環資源について、これをメタン化して発電で得られた電気を活用して農産物を生産するという取組を認定の対象とすることの検討、これに関しましては、用いる食品循環資源が肥料化・飼料化困難であるということ特定する基準や認定要件の確認方法につきまして、来年度中に国、農林水産省、環境省が調査・検討を行っていきたいと考えております。これを踏まえまして、令和８年度中に結論を得るということにしたいと考えております。

最後の６ページ目はリサイクルループの認定を受けている取組の事例ですので、また後ほど御覧いただければと思います。

御説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○中川座長　ありがとうございました。

それでは、委員の皆様から御質問・御意見をお伺いできればと思います。

挙手が見えにくい状況にありますので、声を上げていただければありがたいと思うのですが、委員の皆様、いかがでしょうか。

それでは、私のほうから、まず、福岡市様のほうに確認をさせていただきたいのですが、一般廃棄物の収集運搬業の許可が不要になるというのが食品リサイクル法のメリットなわけですが、市で一般廃棄物の収集運搬業に関します許可を発出するというのは難しい状況にあるということでしょうか。

○飯干課長　福岡市でございます。新規許可に関する過去の最高裁判例がありまして、こちらのほうでは許可要件に関する市町村長の判断に当たっては、当該区域における需給の均衡及びその変動による既存の許可業者の事業への影響を適切に考慮することを求められております。また、それを引用した環境省の通知文におきましても、市町村は統括的な責任を有するものとして、一般廃棄物の適正な処理の継続的かつ安定的な実施が確保されるよう業の許可の運用を行うことが重要とされておりますので、これらを鑑みると、みだりに新規許可を出すことはできないと考えております。

以上です。

○中川座長　分かりました。

もう1点確認させてください。リサイクルループの説明を農林水産省様、環境省様のほうからいただいておりますが、肥料化・飼料化が優先的に認定されると、その中で、例えば外食産業なども含む形で肥料化・飼料化が進められている例もあるというような説明もあったわけです。福岡市様のほうで今回既存のスキームで肥料化・飼料化が難しいのではないかという、それはどのような状況にあるのかを少し教えていただければと思います。

○飯干課長 福岡市においてはそもそも農地が少ないというところもありますし、今回施設が都市部にあるということで近郊に十分な農地がないということと、肥料を活用する場合は、その肥料の輸送コストなどの観点から立地上利活用が困難であると考えています。また、施設を運用している事業者からヒアリングしたところ、そういった声があるということも確認をしております。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

それでは、堀天子委員、お願いいたします。

○堀委員 お伺いしております、こちらの規制緩和の提案についても一定御検討いただいている様子が見えて、全体資料でいきますと7ページ目、福岡市様の御提案に対しては食品リサイクル法の基本方針における優先順位の考え方に鑑み、飼料化・肥料化を優先的に推進するという観点からそちらを認定対象とする。それが困難な場合にはメタン化事業についても一定のリサイクルループの認定をすることについて検討を進めていくという二段構えのお答えになっているかなと思っております。

福岡市様の御提案は、この優先順位にもかかわらず、メタン化事業についても一義的にループの認定対象としてほしいという御要望なのか、あるいはできない場合に限り、このメタン化事業も認定対象とするということであれば目的が達成されるのか、まず、福岡市様の御提案内容についてお伺いしてもよろしいでしょうか。

○飯干課長 福岡市です。我々の提案の中でも少し述べましたが、今既に肥飼料化に取り組んでいる事業者様に関しては、メタン化への切り替えというのは今回のループ対象外ということは考えております。今後、食品廃棄物のリサイクルに取り組まれる事業者様におかれましては、当然ながら本市には飼料化施設もありますので、飼料化に向くものが出る場合と、どうしても向かない場合というのが当然ありますので、それぞれ排出事業者におかれまして、その分別の具合であるとか、そういったものを鑑みて選択していただければと考えています。

○堀委員 選択可能であるとする、事業者のほうで選択ができる状況にするということであるとすると、ループ認定で認められている飼料化・肥料化と併せて、メタン化についても並列的な選択肢としてほしいというような要望にも聞こえるのですが、そうであるならば、今度は省庁様に御質問ということになるのですが、優先順位の考え方みたいなものがどこまで強固なものなのかとか、並列的に飼料化・肥料化ということ望まない事業者においてはメタン化ということも選択できるような形でよろしいのか、いや、そうで

はなくて飼料化・肥料化が困難なものであるということが基準になるということで、優先劣後の関係が明確なのだとということであるとするならば、その理由みたいなものもお伺いする必要があるのかなと思いました。福岡市様がそこまで求めているのですということであれば、あまり意味のない質問かもしれません。そういう趣旨でお尋ねした次第です。

○飯干課長 福岡市からお答えしてよろしいでしょうか。福岡市において現時点で考えているのは、排出事業者様がどのようなリサイクルを望むのかというところが重要な観点だと思いますし、現状、小売業とか外食産業から出るリサイクル率が低いというのは現実としてあるところですので、できるだけリサイクルしやすい方法を選択していただくというのは非常に重要な観点かと思っております。今後、リサイクルに取り組まれる方はできれば並列でということは考えておりますが、そこは農林水産省様、環境省様の考え方もありますので、そちらのほうをお伺いしたいと思います。

○堀委員 ありがとうございます。

そうすると、農林水産省様、環境省様、並列とすることは問題なのだというようなお考えなのでしょうか。メタン化にしろ、飼料化・肥料化にしろ、リサイクル事業に取り組んでいくということは、政府全体の目標としてもカーボンニュートラルの観点から大事な取組だと評価することもできるのかなと思うのですけれども、そのような選択肢を与えることについてのお考えを教えてください。

○中川座長 農林水産省様、環境省様、お願いします。

○松崎課長 まず、環境省のほうからお答えいたします。今、映し出していただいているところにもございますけれども、我々としては先ほど農林水産省の課長からもお話しいただいたとおり食品リサイクル法の優先順位の考え方の中で最も優先されるべきものが飼料化で、それが無理なものは肥料化という根幹的な考え方がございますので、これまで肥料化・飼料化、リサイクルループの取組の中でかなりの割合が取り組まれているということでございますので、肥料化・飼料化が可能なものについては、引き続き肥料化・飼料化を行うものを認定対象としていく。

ただ、困難なものもあるということで、それについてできる限り再生利用を進めるということは重要ですので、こちらの2ポツに記載しているとおり必要な調査・検討も行った上で結論を出していきたいと思っておりますし、この検討に関しましては真摯に対応していきたいと考えております。

○五十嵐課長 農林水産省の五十嵐です。今、松崎課長が言われたとおりでございまして、これは並列ということではなくて、この優先順位の考え方というのは法律に基づいた基本方針において定められており、この考え方を尊重しないと法律の体系が崩れてしまうと考えております。

この考え方について若干説明をすると、環境負荷の低減に配慮して一番効率的にリサイクルができるということで、まず、肥料化・飼料化というのが一番にあります。食品関連事業者から出た食品に関するごみを最終的に特定農畜水産物等に戻す、食品から食品でと

というのが最も効率的といったことからこの優先順位という考え方があります。このためこの優先順位の考え方を尊重しつつ、我々が検討していきたいのは、先ほどの環境省の課長のほうからもありましたが、飼料化・肥料化が困難なものについて、どのような方策があるかといったことで、ここは前向きに検討していきたいと思っている次第です。

○堀委員 いずれも御説明については理解いたしましたが、事業者のほうで食品廃棄物の肥料化・飼料化のほうに踏み切れない、あるいはそこが進んでいかないということに関しては経済効果、費用対効果の問題もあるかもしれませんが、あるいは何かしら実施が困難だという理由があるからであって、技術的に肥料化・飼料化ができるのだから困難な場合に当たらないというような形で、かなり限定的に解釈してしまいますと、全体として進むべきものも進んでいかないということもあるかと思っております。

事業者が選択できない、選択しないというケース、メタン化のほうをむしろ望むというケースにおいては、何に困難性があるのかということを広く聞いていただいた上で、場合によっては困難という解釈のところを柔軟に見ていただくなどの方法も必要なのかなと思った次第です。もちろん専門家の皆様のほうで御議論いただいていると思うのですが、確かにそちらのほうが環境負荷としてはいいかもしれないということであったとしても、事業実施上の困難性があるような場合、選択ができるような形も今回の御提案の中で必要なのかなと思った次第で、いずれにしても前広に御検討いただければと思いました。

以上です。

○中川座長 今の堀委員とのやりとりで私も御質問させてください。優先順位はこの法律の趣旨からして非常に大切に運用していく必要があるというお答えをいただきましたが、肥料化が困難な場合は飼料化で、飼料化が困難な場合はその他という優先劣後関係があるのだとしたら、その困難であるということ判断するのは何らかの基準があるのでしょうか。困難ということについては堀委員がおっしゃったように、どうしてもできないというのは何か明確な技術的な基準だけではなくて、経済合理性に欠けるとか、そういう視点も私は必要なのかなと思います。そういった優先劣後関係をどうやってこの法律の運用ではコントロールしているのでしょうかというのを質問させてください。

農林水産省様か環境省様、お願いします。

○松崎課長 まず、環境省でございます。今の優先順位の考え方につきましては基本方針に位置付けられているとともに、食品関連事業者、リサイクラー、関係事業者に対してもこの考え方について周知しているところでございます。

先ほどの御質問の点ですけれども、このリサイクルループの認定制度、現状、これを進めていく中では、先ほど農林水産省のほうから御説明したとおり、肥料化・飼料化を認定対象としております。ですので、リサイクルループ認定に関して申し上げますと、これまでは環境負荷、あとはできるだけカロリーを最大限活用するという観点で、こういう運用をしているのですけれども、今回この2ポツのほうで記載しているように、肥料化・飼料化が困難な食品資源循環ということについての特定の基準等について検討していくという

ことにしております。

その中では、このページの1個前で御紹介しているように、現在リサイクルループの認定において、小売、外食、食品関連事業者から提供されている食品廃棄物を活用して肥料化・飼料化を行っているという事例が多くあって、これが一部に限られているということではなくて、多く実施されているということもファクトとしてしっかりと見ていく必要があると考えております。

つまり肥料化・飼料化が可能なものについて、現に実際に行われているものに関して、どういう対応をしているのか、それに関して困難性についてはどのような形でクリアしているのか、この事業で認定されている計画は今ビジネスで回っているものですので、そういう点も含めて調査・検討していくということで、これもヒアリングしながら対応していきたいと考えております。

農林水産省様のほうからお願いします。

○五十嵐課長 1点、補足ですが今まで明確な明文化された基準というものはありませんでした。実際には、例えば塩分量が多いとか油分量が多いものは向かないとかいうことはあって、認定の際に個別具体的に審査をしてきたところです。今回こういった御提案があったということで、しっかりとこれを進めるために、現状どうなっているのか。先ほど松崎課長からもありましたけれども、現状、外食の食品循環資源や小売のものだったとしても肥料化・飼料化されている例もあります。ただ一方で、向かないものが焼却されているものもあって、リサイクルが進んでないという現状もありますので、どこで線を引けるかというところをきっちりと現状を踏まえた上で調査をして、基準を検討した上で、これを進めていくということで今回取り組んでいきたいと考えているところです。

○中川座長 分かりました。行われている例もあるという御説明がありましたけれども、この食品リサイクル法の達成の目標、要するにどれくらいのリサイクルを進めたいのかという目標が多分あると思うのですが、それは十分達成されていらっしゃるのでしょうか。

○松崎課長 環境省です。ありがとうございます。

こちらは福岡市様の資料にもございましたが、食品リサイクル法の基本方針の中で、それぞれの業種ごとに再生利用の目標を定めているところです。この中で達成している業種、していない業種ございますけれども、今回、福岡市様から提示されている小売業、外食産業については相対的に実施率が高くない状況であるということは我々も認識しております。

その際に、一方で、外食でも小売でも再生利用を進めて実際に取り組んでいるところも事例としては少なくないという状況ですので、これらについては今回の検討と別途並行して実際に取り組んでいる事例をどんな形で進めているのか、地域の関係事業者と連携して取り組んでいるのかという周知も、より一層進めていく必要があると考えております。事例を具体的により分かりやすく提供することで、まだ行われていない地域の小売の方、外食の方もこれならできると捉えて進めていただける余地はまだまだあると思っておりますので、その点の優良事例の展開、共有、普及啓発というのは、農林水産省、あと、関係す

る業種の方々とも連携してしっかりやっていきたいと思っております。

農林水産省様、補足があればお願いします。

○鈴木室長 ありがとうございます。

今の御質問については環境省の松崎課長がお答えされたとおりだと思っています。

私からは1点だけ御提案に関して、かなり重要で前提として確認させていただければと思う点がございいます。御提案の内容がパラレルというか並行してということではなくて、肥料・飼料に向かない例えばプラスチック等の混入が多くあるものに限って御提案をいただいていたものと理解しておりました。つまり、先ほど、肥料化・飼料化に取り組んでいる食品関連事業者がメタン化へ切り替えることを規制緩和の対象外とすべきということをご提案されましたが、当初はメタン化にも肥料・飼料化にもどっちにも行きますということをご前提にしない議論であったのかなと理解しておりました。その点、御提案の内容をこの時点で確認させていただければと考えます。

○中川座長 福岡市様、今の点については、既に取り組んでいる方は切り替えるのは求めないけれども、新しくこういったリサイクルループをしてみたいという方については並行だというお話であれば、基本的には並行で選べるというような御提案なのかなと私は思ったのですけれども、それはいかがでしょうか。

○飯干課長 福岡市です。今おっしゃられたとおり、今後リサイクルに取り組む方に関しては並行という位置付けで考えております。そもそもプラスチック類が多いということで不向きな食品廃棄物が出る業種が食品小売業や外食産業という考え方ですので、彼らが取り組めていない部分を今回取り組めるようにしたいということが主な目的ですので、それに関してメタン化が望ましいという方であればメタン化ですし、排出事業者が分別をして、それでも肥飼料化がいいという方に関しては肥飼料化を選んでいただいて構わないと考えております。

以上です。

○中川座長 農林水産省様、何か御発言はございますか。

○鈴木室長 ありがとうございます。

御提案が当初お聞きしていたのと変わって、メタン化なり飼料化、両方を選択できるようにする、つまり今回御提案のプラスチックの混入の有無にかかわらず、メタン化をリサイクルループに認めていただきたいという御提案だと変わってきていらっしゃるということを再度確認させていただければと思います。

○中川座長 福岡市様、いかがでしょうか。

○飯干課長 提案が変わってきているというわけではなくて、今の課題が食品小売業や外食産業における食品廃棄物の中には、プラスチック等の混入が多くて肥料・飼料が不向きなために取り組めていないという現状があると考えております。ですので、そういった事例も含めてリサイクルループに取り組めるようにしたいのでメタン化を入れてほしいという趣旨ですので、当初からそこが変わっているというわけではないと我々は認識をしてお

ります。

○中川座長 農林水産省様、環境省様の御検討の内容に多分関わるので農林水産省様からそういう御質問があったのだと思います。堀天子委員とのやりとりもありましたけれども、今は客観的な技術的な基準がはっきりしないままメタン化を許可しないというような体制になっているように思います。それは明らかに制度的に透明性を欠くのではないかと思いますので、優先劣後関係が技術的にはっきりできるというのであれば、それははっきりしていただきたいと思います。

あと、堀天子委員のほうからありましたように、技術的に困難だということだけではなくて、置かれているビジネスの環境上困難だということもおそらくあるのだと思います。そういう意味で、そういう経済性も含めて困難性を判断するということになるのであれば、かなり柔軟な運用ができるような制度になるのではないかなと私は思っておりまして、福岡市様の御提案、それから、今後御検討いただけるような内容はそれほど乖離しないのかなと思っています。

私だけ話してもあれですので、堀天子委員、どうぞ。

○堀委員 今、御整理いただいたように、飼料化・肥料化とメタン化ということを事業者も選び取れるようにということと、基本方針の優先順位というものがあるということは理解しておりますけれども、どういう場合にメタン化を選ぶことができるのかということを確認させていただきたいと思いましたが、技術的困難性だけではなく、経済合理性等も踏まえて判断できるということを望んでいるのかなと思います。そこも併せて、メタン化では認定しないということであるとすると、結局は食品廃棄物で普通に焼却されてしまうということだとすると、やらないよりはやったほうが良いということだと思いますので、できるようにしていただくということも大事なかなと思いました。

また、地域によっても都市部と農村部等で飼料化・肥料化がやりやすい地域と、そこから遠くに運んで運搬費もかかるかもしれませんし、非常にコストがかかるという場合、食品リサイクルをしていくのであれば飼料化・肥料化が絶対なのだとするとワークしない部分が多くなってくると思いますので、地域の特性も勘案していただきたいと思いました。

また、5ページ目のように、メタン化事業によって発生する副産物がリサイクルループ内で液肥として利用されるということであればいいとか、適正処理するということではあるのであればいいとか、条件付けをしていただくことによってできる範囲をどんどん拡大していく、趣旨に反しないけれども、メタン化というものを認めていくという手法も考えられるのかなと思いましたので、是非御議論いただきたいと思いました。

今のやりとりを伺っての感想ですけれども、いずれにせよ御検討はいただけるということなのですが、令和8年度中に結論を得るとするのは、今、令和6年ですので大分先になってしまうのかなと思いました。これは国の課題としても急務だと思いますので、スケジュールの前倒しなどもお願いできないものかなと思っています。行われるという令和7年度の調査・検討の内容にもよるのかもしれませんが、あまり長期に御議論いただいてという

と、状況も環境も変わってきてしまうと思いました。できることから早期にお示しいただきながら議論を継続していただくこともできるのではないかと考えた次第です。もし、スケジュールについてコメントを踏まえて何かございますようでしたら教えていただきたいと思います。２回手を挙げて申し訳ございません。

○中川座長 とんでもないです。

農林水産省様か環境省様、お願いします。

○五十嵐課長 まず、農林水産省からお答えをさせていただきます。御発言ありがとうございます。

座長、それから、堀天子委員からご発言がありました通り、現実的に最終的に実が取れるという意味であれば、どういった場合にメタン化ができるかということだと思います。お配りした資料の３ページにもございますとおり、完全な並列にすることについては、前回我々の審議会の審議においてそれは望ましくないという結論を得たところです。今回の福岡市様の提案を実現するためには、どういった場合に現実的にメタン化ができるかという基準化をした上で、それから、堀天子委員の御指摘にもございました経済合理性とか、地域・都市部では確かに事情が違うので、そこら辺も加味したような形で何らかの基準ができると透明性も持てますし、さらに分かりやすいということも担保できますし、それから、実際にリサイクルも進む。そこは優先順位も踏まえながらということで進めさせていただければと思っております。

スケジュールの前倒しについては、環境省のほうからよろしく願いいたします。

○松崎課長 環境省です。先ほど農林水産省の五十嵐課長のほうからお話があった優先順位をしっかりとらまえつつ、今、御議論いただいたような形で、どういう場合にというところをまさに調査していく必要があると思っています。その際には、我々もこれまでのこの制度の蓄積で認定を受けて事業をやっている肥料化・飼料化の取組もございますので、そこは取組の実態をよく調査して理解することも大事かと思っています。都市部・地方部というキーワードも出ました、あとは距離というお話もございましたので、その点を客観的に事実即して検討していく中で、この調査検討の中で見いだしていくということが全体の方向性かなと思っています。

それぞれ事例によって状況も異なることもあって、むしろ我々は前向きにこれに真摯に対応していきたいという観点から、しっかり調査をするということも、ヒアリングを含めて大事かと思っていますので、御趣旨はよく理解した上で、できるだけ早くとちゃんと念頭に置きながらも、スケジュール感としては来年度中にというのは非常に厳しいなと、率直なところ考えておりますので、今回の分析を踏まえて色々な検討を真摯にさせていただく観点からも、このスケジュール感としては令和８年度ということにさせていただけたらと思っております。

私からは以上です。

○堀委員 ありがとうございます。是非よろしく願いいたします。

○中川座長 ありがとうございます。

落合委員、お願いします。

○落合座長代理 今回、改めて福岡市様のほうでこの取組をされていて、どうしても食品関連事業者などの方々に関する取組が、なかなか遅々として進まない状況があるかと、お話を聞いていて推測していますが、そういうところに元々の課題感があるのでしょうか。

また、カーボンニュートラルや、サステナビリティが非常に重要なアジェンダになってきている中で、取組が遅れると、後々、年数がたって蓄積していったってどんどん遅れていくことになる部分もあるかと推測をしておりますが、こういった観点から今回の御提案をされてきていると思いました。

まず、その2点お伺いしたいと思います。

○飯干課長 福岡市でございます。福岡市におきましては、今年からメタン化施設が稼働しているのですが、従来から、飼料化施設が稼働しております。市内の食品関連事業者が飼料化施設に持っていくことは可能だったのですが、そこの搬入量がなかなか伸びないという実態がございました。その実情をよく把握してみると、飼料化に持っていくためにはある程度分別が必要であったり、食品の保存状態、完全に腐ってしまうと飼料化には向かないので、保存状態であったりといったところが難しいといったところで課題があるのかなと認識をしております。

また、再エネの活用につきましては、福岡市においては2040温室効果ガス排出量実質ゼロに向けたチャレンジということで市として取組を進めております。その中で、このメタン化が稼働することによって再エネの拡大につながることから、ここに重点的に力を入れていきたいと考えております。

以上です。

○落合座長代理 ありがとうございます。

想像したようなところがあつたと言いますか、対象とする食品もあると思うのですが、業態に根差して作業がかかってしまい、作業がかかってしまうことは経済合理性も悪いし、人を雇わないといけなくなる、という部分があると思いました。

もう1点、見させていただくと、今回の提案の中で、食品のリサイクルループは複数の自治体にまたがった話もあるように思っております。福岡市の中で色々取り組まれている中で、必ずしも福岡市の市内だけではなくて、例えば近隣の市内だったり、そういったところも一緒に、そういう意味ではメタン化も含めてそういう処理を進められるほうが事業として合理的に進んだりだとか、そういったようなところはあるのでしょうか。必要性を基礎付けるには、そういった事情があるかどうかは重要ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○飯干課長 福岡市です。福岡市においては、まず、福岡市の事業所から出る食品廃棄物が年間で4万トンほど焼却処理をされております。その中で、今回メタン化施設ができたことによって1万トン程度はそこで処理ができる可能性が出てきましたので、福岡市内の

量に対してメタン化施設で1万トンですので25%程度になるわけです。ですので、福岡市としては福岡市の一般廃棄物を処理するという観点からは、福岡市の食品残渣を処理していきたいと考えております。ただ今後、このような施設がもう少し設置されるといった状況になれば、周辺市町村との連携も含めて検討していく必要があると考えています。

以上です。

○落合座長代理 分かりました。ありがとうございます。

最後にもう1点お伺いしたい点として、都市部において福岡市のほうで対応をされていて、肥料をつくったとして、例えばそちらがかなり進んでいったとして、福岡市様が中心だとは思いますが、その近隣で全部消費しきっていくことが現実的になるのでしょうか。つまり都市部でかなり飲食店などを含めてものすごい量が出るとは思います、逆に言うと、それが全部肥料化されてしまったときに、それは肥料になったのだけれども、消費されるのだろうかという問題もあるかと思ったのですが、いかがでしょうか。

○飯干課長 福岡市の場合、農地面積が非常に少ないということもありますので、周辺自治体を入れましても、なかなかそれを消費するのは難しいのかなというところは率直な感想としてあります。

○落合座長代理 ありがとうございます。

色々聞かせていただきましたが、今、福岡市様のほうにも聞いたのを踏まえて、農林水産省様と環境省様のほうにです。1点は、時期、タイミングについてはどんどん遅れていくと取組としては遅れていって、カーボンニュートラルといった取組にも悪影響が出てくるところがあると思います。そういった意味では、グリーントランスフォーメーションは産業的にも極めて大きな意義を持つところでありまして、そこにしっかり早めに補正予算を取得することも含めて、前倒しできる可能性をできる限り考えていただくことは重要ではないか、と思いますがいかがでしょうか。

もう1点は、先ほど座長と堀委員との間で色々議論していただきましたが、食品そのものだけではなくて業態も、このリサイクルをどのようにできるかということに大きな実務上の違いと言うか、現実的な違い、実効性を確保するという意味で違いがあるように思います。また、都市部なのか農村部なのかでも、実際に肥料を作ってもそれを使えないところまで進んでしまったら仕方がないことが出てまいります。最終的に同じような条件であれば、これまでの議論、方針を立てられていたように肥料を優先することでもいいとは思いますが、現実的によりよい形でリサイクルを増やしていくという観点では、先ほど申し上げたようないくつかの観点を、是非今後の検討に当たって考慮していただけないかと思いました。

以上2点、お伺いできればと思います。

○松崎課長 環境省です。もし、補足があれば農林水産省のほうからお願いできるかと思いますが、色々御指摘・コメントをありがとうございます。

まず、スケジュール感の件に関して、先ほど予算の件もございました。我々としてもこ

れに限らず必要な施策を進めていくために予算をしっかりと確保するということは常日頃思っていることでして、そこについてはもちろん最善を尽くしていきたいとは思っているのですが、この時期の提案ということもあって、もちろん最善を尽くしていきたいと思うのですけれども、前の質問で申し上げたように、色々な実態・ファクトに基づく客観的な検討は、今後将来に向けて持続的に進めていくという観点でも大事だなと思っているのと、あとは当然色々な事業者様のお話もお聞きしながら専門的見地でのお話もお聞きすることも必要だと思っております。

別に後ろ倒しにしたいと思っているわけでは全然ないということは御理解いただければと思うのですが、一定の期間、調査・検討、あとは方向性、具体的な視点が必要ということとは御理解いただければと思います。

その他、いくつかの論点、キーワードが出てきましたので、その点も踏まえて調査・検討で対応していきたいと思いますが、先ほど市の中でやるのか、市の外も含めてやるのかというところは、実は今回の食品循環資源の再生利用だけではなくて、処理についても全国各地で広域的にやっていくというキーワードがございます。

その点は福岡市様に今おっしゃっていただいたように、まず、市の中でというのが段階的にはそういうステップかと思うのですけれども、将来の中期的なことを考えていくと、どうしても一つの市だけで考えると、結果的に部分最適にどうしてもつながっていくところもあるので、その範囲を広げることでその最適化の解が広がっていくというのは一般的にもそうですし、処理についてはそうだと思いますので、これは環境省としてもこの案件に限らず、地域で分散的にやるという取組と、あとは広域でやっていくという取組を組み合わせることで進めていくことが大事だと考えております。

農林水産省様、補足をお願いいたします。

○五十嵐課長 農林水産省です。環境省の松崎課長と同旨でございますけれども、今回の福岡市の提案を契機としてしっかりと取り組んでいきたいと思っています。時期・タイミングについては、調査結果を踏まえて、先ほどお話を申し上げた審議会の専門委員会にも必要であれば相談しないといけないので、急ぎながらですけれども、しっかりと取り組んでいきたいと思っております。

それから、落合委員をはじめとする委員、座長からもお話しいただいた経済的な合理性と、都市部・農村部の違いとか、その他、本当に事業として回るか等といったことも勘案しながら基準を検討していきたいと思っております。

それから、3点目ですけれども、元々このリサイクルループの趣旨は広域的な地域から食品循環資源を集めて、それを効果的に回していくといったことを趣旨としておりますので、是非福岡市のほうにおかれましても、これを将来的に活用するに当たっては、そういった視点、すなわち、広域的に食品循環資源を集めてリサイクルを進めていくといったことについて、環境省、農林水産省とともにぜひ一緒に取り組んで行っていただければと思います。

以上です。

○落合座長代理 どうもありがとうございます。

前向きに全般的にお答えいただいたように思っております。必要な検討プロセス自体はあると思っています。ただ、予算などを確保して早くできるような場面もあるとは思いますが、そういった観点でしっかり確保していただくのが必要だと、我々は議論して感じたところでもあります。それは各省でお考えになられただけというよりか、この議論の経過を見るとわかると思いますが、我々としてもそういう意見があることを予算確保などに当たって御考慮いただければと思います。

広域での利用は非常に大事な論点ではないかと思いましたので、そこはおっしゃられるような論点もあると思いますので、そこは福岡市様のほうにも、まず、中から始めるにしても、将来的な広域の取り組みは、是非頑張って進めていただきたいと思います。

以上です。

○中川座長 ありがとうございます。

ほかに御発言される方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、今回のヒアリングの議論で様々な論点の理解が深まったように思います。全般的に環境省様、農林水産省様のほうで福岡市の提案の意を酌んでいただいて検討いただくということについて、前向きなお返事をいただけたように思っております。

一定の調査・検討が必要だということは我々も理解しておりますが、落合委員がおっしゃったように、できるだけ早いタイミングで結論を出すということが国益としても重要なことだと思っております。そういう意味で一定の調査の方向性とか、何らかの制度の方向性が出た段階で、また当ワーキンググループのほうに御報告をいただけたらと思います。

ほかに発言を求める方はいらっしゃいますでしょうか。

それでは、これもちまして「食品リサイクル推進に向けた規制緩和」に関する国家戦略特区ワーキンググループを終了したいと思います。

皆様、どうもありがとうございました。